

電気工事業法の逐条解説

原子力安全・保安院

平成20年12月8日付けで、経済産業省原子力安全・保安院より、電気工事業法に関する逐条解説が公表された。本件については、経済産業省原子力安全・保安院のホームページ(電気工事の安全)に掲載されており、以下にその抜粋を記載する。

解説 ①

(目的)

第1条 この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もつて一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

一般用電気工作物を設置する一般需要家は、通常電気工事に関する専門的知識に乏しく、その設置等の工事を行う電気工事士を自ら監督指導してその安全性の確保を図ることができないのが実情であり、また電気工事士は通常、電気工事業者の従業員として工事に従事しているため、電気工事業者に対し十分な規制を行っていない法体系は、一般用電気工作

物の保安を確保するため十分とはいえない状態にあった。

このため、電気工事士を雇い電気工事を行う電気工事業者を監督指導し、その業務を規制する法的措置を講ずることによって一般用電気工作物の保安の確保を図ることとしたのである。

本法が施行されて以来、一般用電気工作物の保安レベルは著しく向上し、本法が果たしてきた役割には極めて大きなものがあるが、次のような背景から、昭和62年に本法が改正されるに至った。

すなわち、自家用電気工作物の保安については、従来から、自家用電気工作物のような大型の電気設備の設置者であれば電気保安に関して十分な知識を有しており、設置者を規制すれば保安は確保し得るとの考え方から、工事施工段階を本法等によって規制することはせず、電気主任技術者の選任を義務付ける等の電気事業法上の規制によってきた。

しかしながら、自家用電気工作物の電気保安の状況をみると、工事段階における不備が主要な原因の一つとなって最大電力500kW未満の工作物を中心に事故が発生し、また、この大半が波及事故となって周辺の需要家に対し広域停電を誘発しており、特に、首都圏で

は停電5回ないし7回に1回はこの波及事故によるものとなっていた。このことは、コンピュータ化、オフィスオートメーション化に代表される新たな高度情報化社会を迎え、極めて質の高い電力供給を必要とするわが国にとって重大な脅威となっていた。

昭和62年の本法改正は、このような状況にかんがみ、自家用電気工作物の電気工事を行う場合についても、電気工事業者に対して、所要の資格を有する第一種電気工事士(電気工事士法第3条第1項に規定する第一種電気工事士をいう。以下同じ。)等の使用を義務付けること等により、その保安レベルを抜本的に高めようとしたものである。

解 説 ②

(定義)

第2条

2 この法律において「電気工事業」とは、電気工事を行なう事業をいう。

第2項の「電気工事業」とは、第1項の電気工事の施工を反復・継続して行う事業をいうが、電気工事の施工を反復・継続して行う事業とは次のような場合をいう。他の者から依頼を受けた者が自らその電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続して行う場合をいい、有償・無償の行為を問わない。このため、他の者から依頼を受けないで電気工事を行う場合(例えば、電気工事士の免状を有する者が、たまたま自宅の電気工事を行う場合等)や、試験的、

一時的に電気工事を行う場合等は含まれないと解釈されている。

例えば、ビル管理業者がそのビル管理の必要上当該ビル内の電気工事を自らが反復・継続して行っている場合であっても、これは電気工事業には該当しないが他の者から依頼を受けて電気工事を行う部分が含まれればこの限りではないと解釈される。また、他の業をもつ者がたまたま1回限り電気工事を行う場合や、住宅メーカーが、自らがアフターサービスとして一時的に行うコンセントやスイッチの取り替え(造営材に取り付けてある配線器具の不具合による交換であって、新設や移設、増設を含まない)についても、電気工事業には該当しないと解釈されるが、当該作業は電気工事士法に基づき電気工事士が行う必要がある。

解 説 ③

(登録)

第3条 電気工事業を営もうとする者(第17条の2第1項に規定する者を除く。第3項において同じ。)は、二以上の都道府県の区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

登録電気工事業者の登録は、登録電気工事業者の工事に関する保安の確保の能力を担保する観点から、登録電気工事業者として不適格な者をあらかじめチェックするためのものである。その法律的な性質は、営業免許とは一応異なっているが、本法では登録を受けないと営業できないとしているので実質的には営業免許と変わるところはない。

なお、憲法第22条第1項の規定によって保障されている職業選択の自由に対し、公共の福祉のためにこれを制限しようとするものであるから、登録の拒否事項を明確に規定(第6条)し、国民の権利を不当に制限しないように配慮し、これに該当する場合を除き経済産業大臣又は都道府県知事は登録電気工事業者登録簿に登録しなければならないこととされている。(第5条)

登録の有効期間(5年)を設けたのは、ある一定期間を区切って営業の存在の有無及び登録の拒否事項に該当していないことを確認することによって登録が実体とかい離することを防止し、登録制度の有効適切な運用を確保するためである。なお、その期間は短い方が望ましいが、業界の実体、業者に与える負担の程度等を勘案し、5年と定めている。(建設法の建設業者の許可(5年))

なお、昭和62年の法律の改正で、自家用電気工作物の電気工事のみに係る電気工事業を

営もうとする者については、登録制度はとらないものの、その存在を把握しておくため、新たに事業の開始を行政庁にあらかじめ通知させることとした。(第17条の2参照)

第1項の「電気工事業を営もうとする者」とは、営利の目的をもって、電気工事業を行おうとする者をいい、その者が自然人たると法人たるとを問わないが、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする者は除外される。

「営もうとする」とは、営利の目的を有することであり、現実に収益をあげることがを要しない。

「営業所」とは、電気工事の作業の管理を行う店舗をいい、本店、支店、営業所、出張所等の名称いかんにかかわらず、実態として、その管理の業務を行ってれば、営業所に該当するが、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の作業に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所には該当しない。

「登録」とは、一定の事項を行政庁に備える特定の帳簿に記載することであって、その本来の目的は、これらの事項を公けに表示し、又は証明することにあるが、本法では登録をしないと電気工事業を営むことができないわけであるから行政法学上の典型的な意味での「登録」ではない。しかし登録の欠格事由を定めているのみで、積極的な登録の基準を設けていない点で行政法学上の典型的な意味での「許可」よりは、はるかに規制が弱い。

なお、登録の効果は、経済産業大臣又は都道府県知事が所定の事項を第5条の登録電気工事業者登録簿に記載した時に生じる。